(37-FE320-05-02-01-30-00)

産業振興部農林基盤整備課

審査　設計者

令和　7 年度　　実施設計書

工事番号
（設計書コード）　３７－ＦＥ３２０－０５－０２－０１

建設工事名　令和７年度（県費）岡部町青羽根地内治山工事

路線箇所名

建設工事箇所　藤枝市　岡部町青羽根　地内

建設工事金額

工　　期　令和　７年１２月２６日限り

週休２日推進工事補正　（４週８休以上）

建設工事概要　谷止工　1　基

歩掛・単価適用年度　令和　７年　５月　基本単価　令和　７年　５月　地区コード　２２０ 地区

起　終　点　指　定　⇔

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

23801BE0

位　置　図

S=1:10000

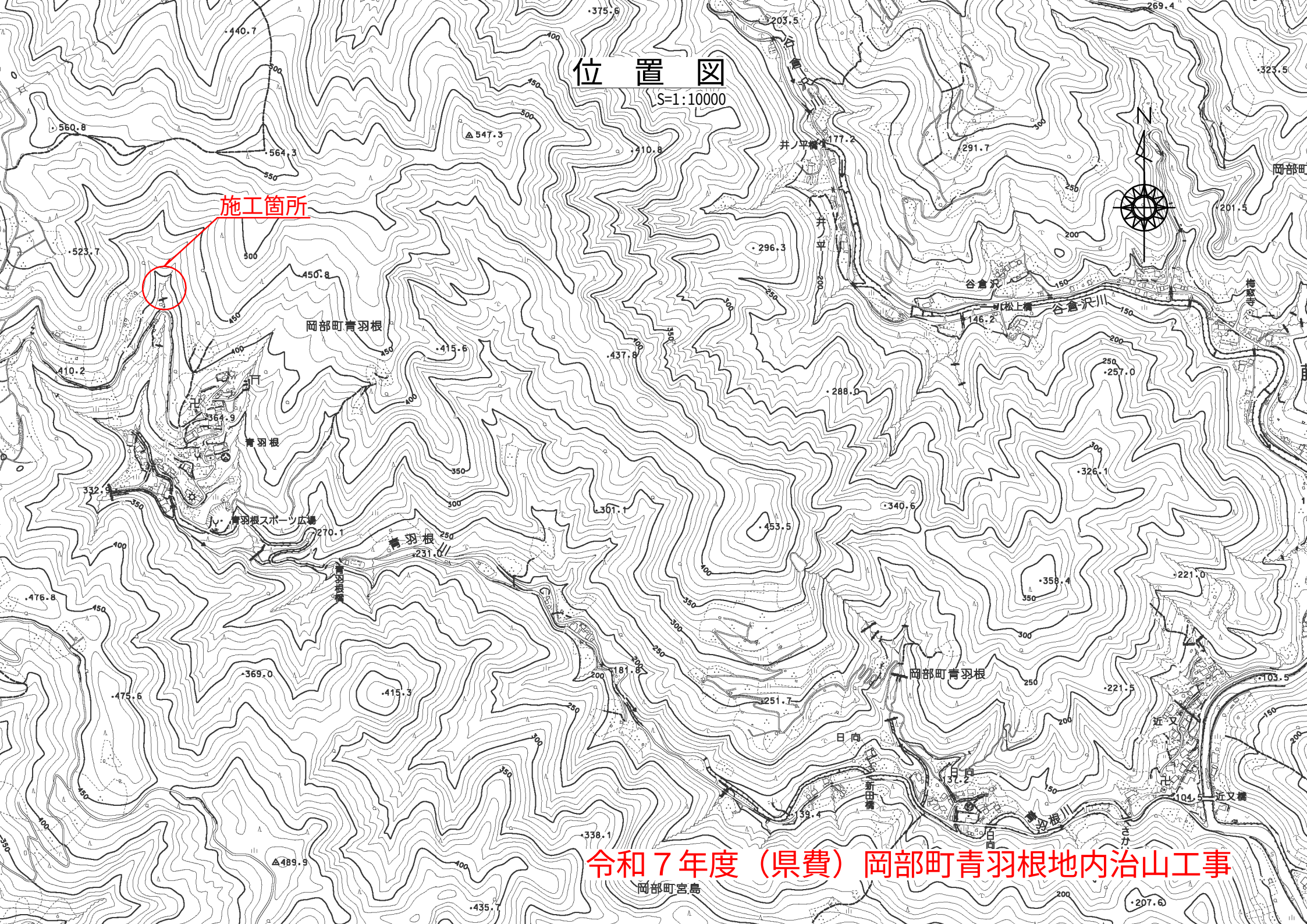

令和７年度（県費）岡部町青羽根地内治山工事

請 負 費 構 成 表

項　目　名	単　位	数　量	金　額	備　考
（1）　工事価格				
（2）　・工事原価				
（3）　・・・直接工事費	式			
（4）　・・・間接工事費				
（5）　・・・・共通仮設費				
（6）　・・・・・共通仮設費（率分）	%			
（7）　・・・・現場管理費	%			
（8）　・一般管理費等	%			
（9）　純工事費				
工種区分名称				治山・地すべり防止工事
地域特性区分				地域補正しない
一般管理費等補正				金銭的保証を必要とする

請 負 費 構 成 表

項　目　名	単　位	数　量	金　額	備　考
工種区分名称				治山・地すべり防止工事
地域特性区分				地域補正しない
一般管理費等補正				金銭的保証を必要とする

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
本工事費					
- 渓間工	式	1			
-- 治山土工	式	1			
--- 掘削工	式	1			
---- バックホウ掘削 地山の掘削　礫質土　障害なし 10，000m3未満	m3	133			日当り施工量：131m3 第　1号表
---- バックホウ掘削 地山の掘削　砂・砂質土　障害なし 10，000m3未満	m3	13			日当り施工量：131m3 第　2号表
---- 押土（ルーズ）	m3	133			SP　1号表
---- 押土（ルーズ）	m3	13			SP　2号表
--- 作業土工	式	1			

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
---- 埋戻し	m3	145			SP　3号表
---- 埋戻し	m3	4			SP　4号表
---- 掘削面仕上げ 礫質土	m2	38			第　3号表
-- 治山ダム工	式	1			
--- コンクリート谷止工	式	1			
---- 生コンクリートポンプ車打設（治山ダム等） 無筋	m3	84.6			第　4号表
---- コンクリート圧送管損料（渓間工） 日打設量30m3未満　コンクリート体積84.9m3　無筋構造物	m	20			第　5号表
---- 圧送管組立撤去 対象配管延長：20m	回	1			第　6号表
---- コンクリート養生工 無筋構造物　一般養生	m3	84.6			第　7号表

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
---- 治山ダム用型枠工 施工区分：設置-撤去	m2	51.2			第　8号表
---- 治山ダム用型枠工（残置式）	m2	55.6			第　9号表
---- キャットウォーク	m	42			第　10号表
---- 水抜管布設（硬質塩ビ管） VU管　呼径300mm	m	3.9			第　11号表
---- 堤名板（アルミ合金） 300×400　厚10	枚	1			
---- 打継面清掃工	m3	84.6			第　12号表
---- 挿筋処理（治山ダム・水平打継面用：U型） 異形棒鋼D16　L=1.8m/本	m3	84.6			第　13号表
-- 間詰工	式	1			
---- 生コンクリートポンプ車打設（治山ダム等） 無筋	m3	7.2			第　14号表

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
---- コンクリート養生工 無筋構造物　一般養生	m3	7.2			第　7号表
---- 型枠	m2	47			SP　5号表
-- 伏工	式	1			
---- ・法面工（植生ネットエ） 繊維ネットエ　肥料袋付・二重ネット	m2	39.2			第　15号表
- 仮設工	式	1			
-- 仮設工	式	1			
---- 交通誘導警備員B	人	8			
--- 水換工	式	1			
---- 排水ポンプ据付撤去（小口径） ポンプ規格：口径50mm	箇所	1			第　16号表

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
---- 排水ポンプ運転（小口径） 発動発電機　作業時排水　排水量：0m3／h以上　6m3／h未満	箇所	1			第　17号表
直接工事費計					
工種区分　治山・地すべり防止工事					
共通仮設費（率）　（地域補正しない）	式	1			
共通仮設費計					
純工事費計					
現場管理費　（地域補正しない）	式	1			
工事原価計					
一般管理費等　（金銭的保証を必要とする）	式	1			

工　事　費　内　訳　表

区分・工種・種別・細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
工事価格計					
消費税相当額	式	1			
請負工事費					

バックホウ掘削
地山の掘削　礫質土　障害なし
10，000m3未満

第　1号表

金　　円　　100 m3 当り　　日当り施工量：131m3

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ運転［クローラ型］ 超低騒音型・山積0．45m3（平積0．35m3） 排出ガス対策型（第3次基準値）	日				
計					
単価	m3				

1，#等：諸経費等対象額

2380IBE0

作業種別＝地山の掘削，　施工土量＝10，000m3未満，　バックホウ規格＝山積0．45m3（平積0．35m3），　土質区分＝礫質土，　障害の有無＝障害なし

バックホウ掘削
地山の掘削　砂・砂質土　障害なし
10，000m3未満

第　2号表

金　　円　　100 m3 当り　　日当り施工量：131m3

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ運転［クローラ型］ 超低騒音型・山積0．45m3（平積0．35m3） 排出ガス対策型（第3次基準値）	日				
計					
単価	m3				

1，#等：諸経費等対象額

2380IBE0

作業種別＝地山の掘削，　施工土量＝10，000m3未満，　バックホウ規格＝山積0．45m3（平積0．35m3），　土質区分＝砂・砂質土，　障害の有無＝障害なし

掘削面仕上げ
礫質土

第　3号表

金　　円　　100 m2 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
計					
単価	m2				

1,#等:諸経費等対象額

23801BE0

土質区分=礫質土,　職種区分=普通作業員

生コンクリートポンプ車打設（治山ダム等）
無筋　　第　4号表

金　　円　　10 m3 当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
生コンクリート（高炉） 18-12-40-BB W/C 60%以下	m3	10.7			
コンクリートポンプ車運転 トラック架装・ブーム式 90-110m3/h	時間				1
土木一般世話役	人				1
特殊作業員	人				1
普通作業員	人				1
諸雑費	%				
計					
単価	m3				

1,#等:諸経費等対象額

23801BE0

生コンクリート区分=高炉 18-12-40-BB W/C 60%以下, 打設区分=無筋, 数量区分=60m3-100m3, 補正区分=補正無し, 職種区分=普通作業員, 小型車加算区分=加算なし

コンクリート圧送管損料（渓間工）
日打設量３０ｍ３未満　コンクリート体積８４．９ｍ３　無筋構造物　　第　　５号表

金　　円　　１　ｍ当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
コンクリート圧送管 径１２５ｍｍ	ｍ	１			コンクリートポンプ車運転時間８．４９ｈ
計					

1,#等:諸経費等対象額
2380IBE0

コンクリート日打設量＝３０ｍ３未満，　コンクリート体積＝８４．９ｍ３，　構造物種別＝無筋構造物

圧送管組立撤去
対象配管延長：20m

第　6号表

金　　円　　1 回当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
普通作業員	人				
計					

1,#等：諸経費等対象額

23801BE0

対象配管延長＝20m，　職種区分＝普通作業員

コンクリート養生工
無筋構造物　一般養生

第　7号表

金　　円　　10 m3 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役	人				1
普通作業員	人				1
諸 雑 費	%				
計					
単価	m3				

1,#等:諸経費等対象額

23801BE0

構造物区分=無筋構造物,　養生種別区分=一般養生,　職種選択=普通作業員

治山ダム用型枠工
施工区分：設置・撤去

第　8号表

金　　円　　10 m2 当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人				1
型わく工	人				1
普通作業員	人				1
諸雑費	%				
単価	m2				

1,#等：諸経費等対象額

23801BE0

施工区分=設置・撤去，　職種=普通作業員

治山ダム用型枠工（残置式）

第　9号表

金　　円　　10 m2 当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人				1
型わく工	人				1
普通作業員	人				1
諸雑費	%				
コンクリート型枠用合板 県内産材 12×900×1800mm 塗装品	枚	6.17			
計					
単価	m2				

1,#等:諸経費等対象額

23801BE0

職種=普通作業員

キャットウォーク

第　10号表

金　　円　　10 m当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役	人				1
とび工	人				1
普通作業員	人				1
諸　雑　費	%				
計					
単価	m				

1,#等:諸経費等対象額

23801BE0

職種区分=普通作業員

水抜管布設（硬質塩ビ管）
VU管 呼径300mm

第 11号表

金　　円　　100 m当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
硬質ポリ塩化ビニル管 薄肉管VU 径300 長4.0m	m	101			
計					
単価	m				

1,#等:諸経費等対象額

2380IBE0

塩ビ管規格=VU管 呼径300mm, 職種=普通作業員

打継面清掃工

第　12号表

金　　円　　10 m3 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役	人				1
普通作業員	人				1
諸 雑 費	%				
計					
単価	m3				

1,#等:諸経費等対象額

23801BE0

職種区分=普通作業員

挿筋処理（治山ダム・水平打継面用：U型）
異形棒鋼D16　L=1.8m/本

第　13号表

金　　円　　100 m3当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
異形棒鋼 SD345 D16-25	t	0.231			
土木一般世話役	人				1
鉄筋工	人				1
普通作業員	人				1
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
諸雑費	%				
計					

1,#等：諸経費等対象額

23801BE0

職種区分=普通作業員

第　13号表

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
単価	m3				

1,#等:諸経費等対象額

23801BE0

生コンクリートポンプ車打設（治山ダム等）
無筋

第　14号表

金　　円　　10 m3 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
生コンクリート（高炉） 18-12-40-BB W/C 60%以下	m3	10.7			
コンクリートポンプ車運転 トラック架装・ブーム式 90-110m3/h	時間				1
土木一般世話役	人				1
特殊作業員	人				1
普通作業員	人				1
諸 雑 費	%				
計					
単価	m3				

1,#等:諸経費等対象額

2380IBE0

生コンクリート区分=高炉 18-12-40-BB W/C 60%以下, 打設区分=無筋, 数量区分=30m3未満, 補正区分=補正無し, 職種区分=普通作業員, 小型車加算区分=加算なし

・法面工（植生ネットエ）
繊維ネットエ　肥料袋付・二重ネット　　第　15号表

金　　円　　1 m2 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
法面工（繊維ネットエ） 肥料袋付	m2	1			1 市場単価（基本額）［合計金額対象外］
［補正係数：週休２日補正］	X				
［加算率：S］ ２５０m2未満	%				
補正後市場単価	m2	1			
計（合計金額対象外を除く）					

1,#等：諸経費等対象額
2380IBE0

施工・ネット区分＝繊維ネットエ　肥料袋付・二重ネット，　施工規模＝２５０m2未満，　時間制約を受ける場合の補正＝無

排水ポンプ据付撤去（小口径）
ポンプ規格：口径５０ｍｍ

第　１６号表

金　　円　　1 箇所 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
計					

1,#等：諸経費等対象額

23801BE0

ポンプ規格＝口径５０ｍｍ，　職種＝普通作業員

排水ポンプ運転（小口径）
発動発電機　作業時排水　排水量：0m3／h以上　6m3／h未満　　第　17号表

金　　円　　1　箇所 当り

積　算　項　目	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
発動発電機　運転 ガソリンエンジン駆動　2kVA 排出ガス対策型（第1次基準値）	日				1
特殊作業員	人				1
諸雑費	%				
計					

1,#等：諸経費等対象額
2380IBE0

排水方法＝作業時排水，　排水量＝0m3／h以上　6m3／h未満，　運転日数＝22日

施工パッケージ区分一覧表

名称	内容	
押土（ルーズ）	土質＝土砂 ＊土砂の種類＝土砂（レキ質土）	SP　１号表
押土（ルーズ）	土質＝土砂 ＊土砂の種類＝土砂（砂・砂質土）	SP　２号表
埋戻し	施工方法＝最小埋戻幅４ｍ以上	SP　３号表
埋戻し	施工方法＝最大埋戻幅４ｍ以上 職種区分（既定値：普通作業員）＝普通作業員	SP　４号表
型枠	型枠の種類＝一般型枠，構造物の種類＝鉄筋・無筋構造物 職種区分（既定値：普通作業員）＝普通作業員	SP　５号表

交通誘導警備員の配置に関する特記仕様書（標準）

（交通誘導警備員の設計計上数量）

第１条　本工事の施工に際しては、設計書に計上した交通誘導警備員の人員を配置する。なお、配置場所等については、監督員と協議するものとする。

（安全対策）

第２条　受注者は、工事の施工に当たって交通整理等を行うときは、公共工事の円滑な執行に資することを理解し、事故のないよう適正に工事を実施しなければならない。

２　受注者は、工事の施工にあたって、交通整理等を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員と協議を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

３　受注者は、工事の施工にあたって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真、交通誘導警備員勤務実績表を併せて提出しなければならない。

（その他）

第３条　交通誘導警備員は、原則、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号一部改正平成 16 年法律第 50 号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置するものとする。

２　現場代理人は、交通誘導警備員について、住民等から意見があった場合は、速やかに監督員へ報告し、協議を行うものとする。

３　現場代理人は、交通誘導警備員の点呼を取り、交通誘導警備員の健康状態や交通整理状況を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社へ連絡し、交替を要請するとともに、交替要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する現場作業は控えるものとする。

４　現場代理人は、施工区域内において、複数の他工事が重複する場合は、事故の未然防止及び安全対策に万全を期するとともに、他工事との調整等を図るなかで、交通誘導警備員を適正に配置するものとする。

個人情報取扱特記仕様書

１　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

２　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３　収集の制限

（１）　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（２）　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

４　利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

５　適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

６　複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

７　再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

８　資料等の返済等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

９　従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

１０　実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

１１　事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第１条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第２条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第３条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第４条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ）で２部提出する。
なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第５条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

（受注者の責務）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１０条第１項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成２８年３月１１日藤枝市長決定）第２条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第３条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

令和５年11月版

遠隔臨場の試行に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の試行の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第１条　遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第２条　遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。

（実施方法）

第３条　受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（１）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（２）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第４条　遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（１）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（２）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第２号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（３）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。

（４）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第２号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）
第５条　受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。
（１）受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
（２）発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
（３）利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

（費用）
第６条　受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

（調査への協力）
第７条　受注者は、遠隔臨場を実施した場合、有効性や効果、課題等について把握するためのアンケート調査等に協力する。

情報共有システム（ＡＳＰ）の活用に関する特記仕様書

第１条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第２条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　（最新版）

（国土交通省）

・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　営繕工事編　（最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部　整備課施設評価室）

第３条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第４条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

藤枝市週休２日工事（土木工事）特記仕様書

（目的）

第１条　本特記仕様書は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場における休日確保型工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することにより、週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境の改善を目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に揚げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　対象期間　工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

⑵　休工日　対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された日（巡回パトロール・保守点検等、現場管理上必要な作業のみを行う場合は休工日に含む。）をいう。

⑶　現場閉所率　対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）を百分率で表示したものをいう。

⑷　月単位の週休２日　対象期間の全ての月において、週休２日の状態をいう。
ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

⑸　通期の週休２日　対象期間の現場閉所率が２８．５％以上の状態をいう。

（費用の計上）

第３条　週休２日工事の費用計上は、対象期間中の現場の閉所状況に応じ、静岡県が定める「週休２日推進工事積算要領」の規定に準じ、補正係数を乗じて行うものとする。

（実施方法）

第４条　週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。

⑴　受注者は、現場着手日までに４週８休以上の休工日取得計画表を監督員に提出しこれに基づき施工を行う。

⑵　受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更した休工日取得計画表を監督員に提出する。

⑶　監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、休工日及び現場閉所率について確認を行う。なお、４週８休以上の休工日が確保できなかった場合には、静岡県週休２日推進工事（土木工事）実施要領の規定に準じ、現場閉所率に応じた費用計上

による減額変更契約を行うものとする。

（工期設定の条件）

第５条　設定された工期に見込まれている特記事項は、次のとおりとする。

⑴　雨休率　休日と降雨降雪及び猛暑日数の年間の発生率をいう。この場合において、休日は、日曜日及び土曜日、祝日、年末年始休暇（６日）並びに夏季休暇（３日）とし、降雨降雪及び猛暑日数は地域ごとに算出が困難なため、「0.9」とする。

ただし、猛暑期間（６月～９月）外の工事については、猛暑日を考慮しない雨休率「0.8」とする。

⑵　工事の性格　　（　）日

⑶　地域の事情　　（　）日

⑷　自然条件　　（　）日

⑸　その他　　（　）日

地　下　埋　設　物　調　書

（令和７年度（県費）岡部町青羽根地内治山工事）
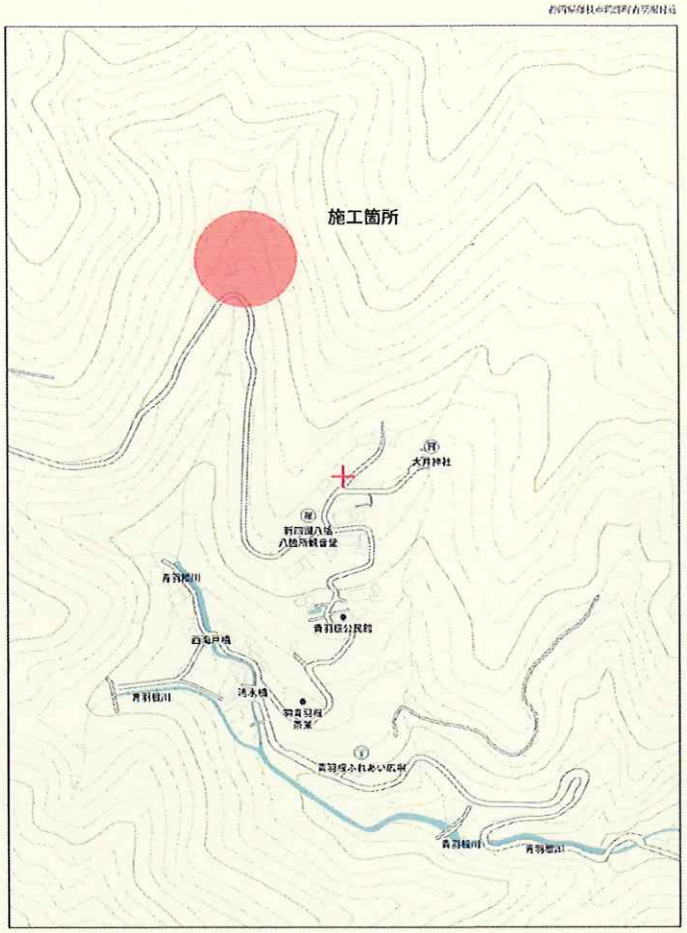
埋設物	埋設状況			管理者	
	縦方向	横方向	特殊箇所	市	管理側
水道管	HIVPφ40 P　φ40 VLP　φ40 ※要立会		ドレン　N=1箇所	伊藤	R7.5.20 上水道課 近藤
ガス管	なし			伊藤	R7.5.23 東海ガス 増田
大井川広域水道企業団	地下埋設物調書によりないことを確認した。			伊藤	
大井川土地改良区	地下埋設物調書によりないことを確認した。			伊藤	
NTTケーブル	なし			伊藤	R7.5.23 NDS 岡村
中部電力ケーブル	なし			伊藤	R7.5.26 中部電力 パワーグリット
下水道管	なし			伊藤	2025/5/19 下水道課 遠藤